(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月27日

長野県知事 殿

提出者

住 所 新潟市中央区一番堀通町3番地10 氏 名 株式会社 福田組 代表取締役社長 荒明 正紀

電話番号 025-266-9113

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量 その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 福田組 新潟本店	
事業場の所在地	新潟市中央区南笹口1-15-20	
計 画 期 間	令和5年4月1日~令和6年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	総合工事業	
②事 業 の 規 模	5, 158, 408, 496円	

別添1 処理工程図のとおり

895名

④産業廃棄物の一連 の処理の工程

③従 業 員 数

産業	<u>-</u> と廃棄物の処理に係る	管理体制に関する事項		
/ /.	(管理体制図)			
	別添2 管理体制図のとおり			
産業	■ 養廃棄物の排出の抑制	<u></u> に関する事項		
		【前年度(令和4年度)実		
		産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	_
		排出量	t	t
	①現状	(これまでに実施した取約	組)	
	J. Duny C		に産業廃棄物を発生させない 増減は許容しますが、大幅に	
		対 対 対 対 対 は 重 点 管 理 を 行 い ま し た 。		⊂増ん(Ⅴ、○四口(⊂)Ⅴ・ €
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	_
		排 出 量	t	t
	②計画	(今後実施する予定の取組)		
		分別の徹底を図るとともに、梱包材などは軽微(リデュース)または引き取らせる(リユース)などし、発生自体の抑制を行います。		
				<i>,</i> 0
産業	▲ 業廃棄物の分別に関す	る事項		
		(分別している産業廃棄物	物の種類及び分別に関する耳	 取組)
		土木工事では混合廃棄物の	の削減に取り組み、「安定型の削減を目指しています。 類	型のみ」「管理型含む」の
	①現状	単位当りの廃棄物発生抑制	制に取り組み、集合住宅やり	
		とに発生量の目標をもうり	け監視しています。	
		(
			E廃棄物の性類及い分別に関 そどの品目がどれくらい発生	
			を設置するように指導しまっ	
	②計画			
l				

行う産業廃棄物	のの再生利用に関する事項		
	【前年度(令和4年度)実績】	•	
	産業廃棄物の種類		_
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	
①現状	(これまでに実施した取組)	•	
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	
②計画	(今後実施する予定の取組)		
/- > - 			
<u>付り産業廃業物</u>	初の中間処理に関する事項 【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	- t	
①現状	(これまでに実施した取組)		
	(これでは、くて天地で、これ、社)		
	【目標】		
	本型廃棄拠の 種類		_
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	-
②計画	自ら熱回収を行う	- t	-
②計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量する		
②計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		

自ら	自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
		【前年度(令和4年度)実	績】		
		産業廃棄物の種類	-	_	
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t	
	①現状	(これまでに実施した取組	且)		
		【目標】			
		産業廃棄物の種類	1	_	
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t	
	②計画	(今後実施する予定の取組	且)		
産業	廃棄物の処理の委託に	ご関する事項			
		【前年度(令和4年度)実	績】		
	①現状	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり		
		全処理委託量	t	t	
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	
		再生利用業者への 処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
		(これまでに実施した取組)			
		データベースを用いたシステムにより、マニフェスト及び排出量の管理を 行っています。これによりマニフェストの回収漏れ(中間処理・最終処分の 遅滞)、異常発生(短期間に大量処分)がないか監視できるスキームを構築 しています。			

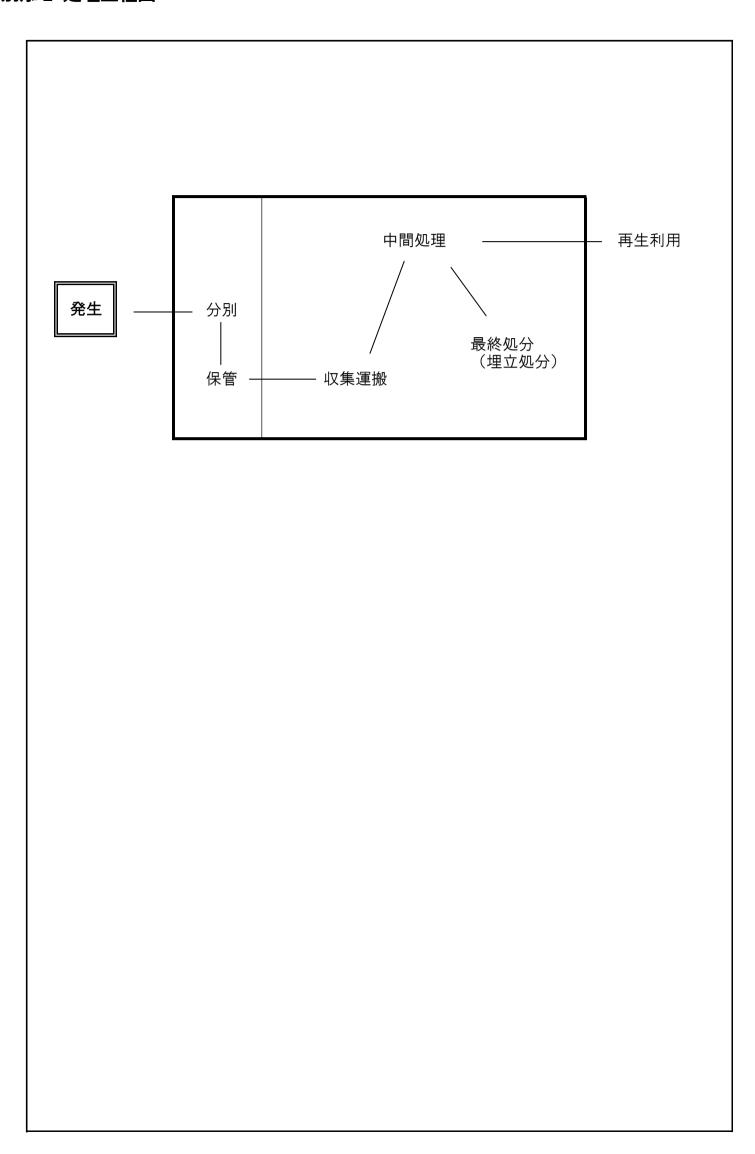
(第5面)

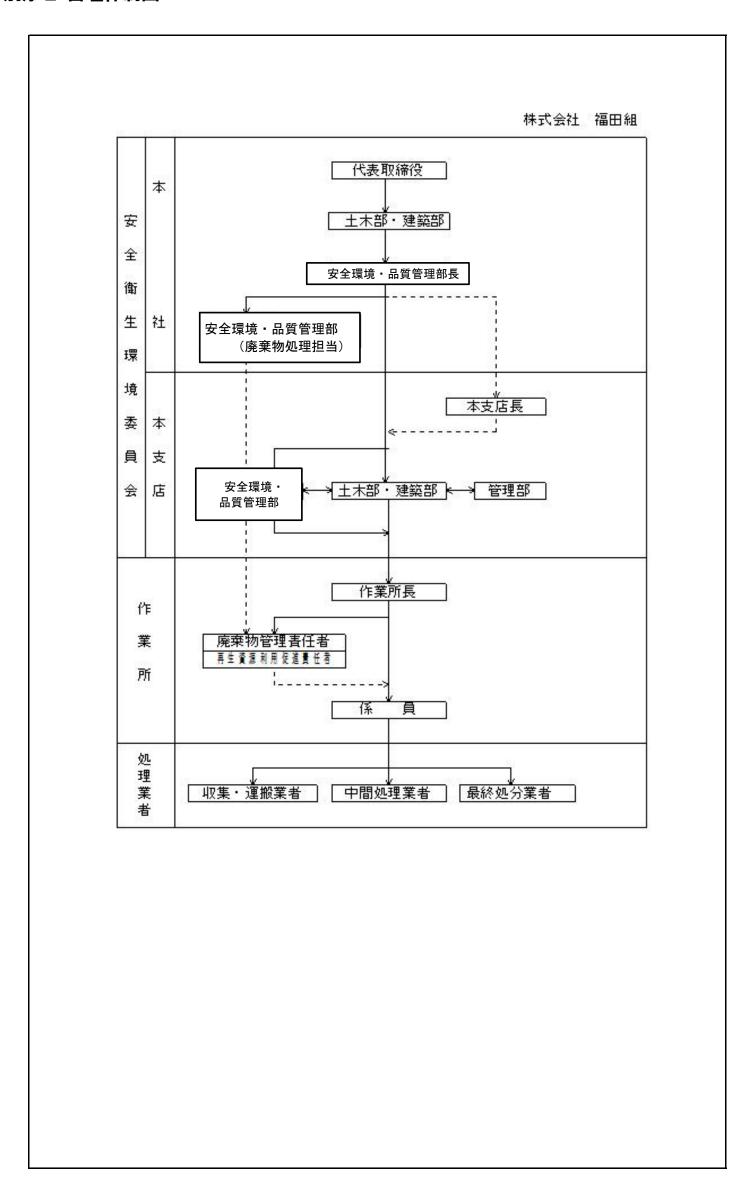
(第3回)			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	優良認定処理業者がまだり問題もありますが、発生する	組) 内に徴用することが望ましい 少なく、発生場所である現場 場所からほぼ同距離であれい 定処理業者を積極的に選定	場から遠いなど立地的な ず、不法処理・処分など
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添1 処理工程図





実績:前年度産業廃棄物排出量

令和5 年度産業廃棄物処理計画書 (産業廃棄物の実績及び計画の量)

単位:t

計画: 当年度産業廃棄物排出量の目標値 処理の委託 自ら行う中間処理 自ら埋立処分又は 自ら再生利用を 総排出量 海洋投入処分を 認定熱回収業者以外の熱 自ら熱回収を 自ら中間処理により減量 行った(行う)量 全処理委託量 優良認定処理業者 再生利用業者への 認定熱回収業者 行った(行う)量 行った(行う)量 回収を行う業者への処理 した(する)量 への処理委託量 処理委託量 への処理委託量 委託量 認定熱回収施設設置者 産業廃棄物の種類 自社内で処理を行わず直 中間処理後、有効利用さ 自ら直接埋立・海洋投入 優良認定処理業者(廃棄 認定熱回収施設設置者以 自ら直接再生利用した量 自ら直接再生利用する量 接委託した量と自ら中間 れている場合の委託量 (廃棄物の処理及び清掃 外の熱回収を行っている 中間処理前の量から中間 物の処理及び清掃に関す 処分する量と自ら中間処 等を含めた事業場におけ と自ら中間処理を行った (委託先から別の業者に こ関する法律第15条の3 処理した残さ量のうち処 処理業者への焼却処理委 処理後の量を引いた量 理した後に自ら埋立・海 る法律施行令第6条の11 後に再生利用する量 理業者に委託して処理す 売却等される場合を含 の3第1項の認定を受け る産業廃棄物の合計量 羊投入処分する量 第2号に該当する者) 託量 る量 む。) た者) (1) (2)+(8) $\overline{(5)}$ $\overline{(7)}$ (3)+(9) $\widehat{10}$ (11) (12) (13) (14) 実績 計画 燃え殻 2 汚泥 法 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類 18.22 16.40 18.22 16.40 0.00 1.64 18.22 16.40 0.00 0.00 0.00 0.00 1 紙くず 2.02 1.82 2.02 1.82 0.00 0.18 2.02 1.82 0.00 0.00 0.00 0.00 2 木くず 32.10 28.89 32.10 28.89 0.00 2.89 32.10 28.89 0.00 0.00 0.00 0.00 3 繊維くず 4 動植物性残さ 5 ゴムくず 6 金属くず 0.39 0.35 0.04 0.00 0.39 0.35 0.00 0.39 0.35 0.00 0.00 0.00 7 ガラスくず・コンクリー 13.90 12.51 13.90 12.51 0.00 1.25 13.90 12, 51 0.00 0.00 0.00 0.00 政トくず及び陶磁器くず 令 8 鉱さい 9 がれき類 604.02 543.62 604.02 543.62 210.10 54.36 604.02 543.62 0.00 0.00 0.00 0.00 10 家畜ふん尿 11 家畜の死体 12 動物系固形不要物 13 ばいじん 14 処分するために処理 したもの 建設混合廃棄物 20.34 18.31 20.34 18.31 0.00 1.83 20.34 18.31 0.00 0.00 0.00 0.00 合 計 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 690.99 621.90 210.10 62. 19 690.99 621.90 0.00 0.00 0.00 0.00

[※] 総排出量=自ら再生利用を行った(行う)量+自ら中間処理により減量した(する)量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量+全処理委託量